

下関市緊急通報体制整備事業事業者登録要領

1 目的

この要領は、下関市緊急通報体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、下関市緊急通報体制整備事業（以下「事業」という。）の登録事業者の申請及び登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業の内容等

事業の内容は、要綱に、サービスの内容は、緊急通報システムサービス仕様書（以下「仕様書」という。）に、それぞれ掲げるとおりとする。

(2) 事業の実施

事業の実施に当たっては、要綱及び仕様書を遵守し実施するものとする。

(3) 事業の実施区域

事業の実施区域は、下関市内とする。

3 事業の実施依頼

市長が、登録事業者へ事業の実施を依頼する。この場合においては、利用者の意向等を踏まえ、依頼するものとする。

4 登録事業者の申請資格

事業に対して意欲を有する事業者であって、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- (1) 緊急通報に関する事業の実績と経験を有し、事業者としての継続性及び本事業の実施が将来に渡って持続することが確実であること。
- (2) 仕様書に基づき、年間を通じ、終日利用者からの緊急時における通報及び健康相談等に応答するとともに、必要に応じ、協力員、関係機関等へ通報する措置を迅速かつ適切に行うことのできる体制が整備されていること。
- (3) 事業の目的を十分に理解していること。
- (4) 要綱及び仕様書に定める事業の内容及び実施体制の履行が確実に可能であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者であること。

(参考) 地方自治法施行令(抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

5 提出書類

- (1) 緊急通報体制整備事業事業者登録申請書(様式1)
- (2) 緊急通報体制整備事業に係る人員配置表(様式2)

6 登録事業者の審査等

市長は、提出された書類に基づき、事業者を審査する。必要に応じてヒヤリング又は実地調査を行う。審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として当該年度の間に限り登録するとともに、審査結果について書面にて通知する。

7 登録事業者の登録の更新

登録期間が満了する日の1月前までに、市、登録事業者のいずれからも申出がないときは、登録期間は更に1年間延長するものとし、以後もこの例による。

8 登録内容の変更

登録事業者は、登録内容に変更があったときは、速やかに、緊急通報体制整備

事業事業者登録内容変更届（様式3）により届け出ること。

9 登録事業者の登録の廃止

登録事業者は、登録事業者として登録を廃止するときは、緊急通報体制整備事業事業者登録廃止届（様式4）により届け出ること。

10 登録事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合又は該当していることが判明した場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。なお、登録の取消しにより損害を受けた場合においても、事業者は市長に対し、その損害の補償を請求することができないものとする。

- (1) 登録事業者の資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 事業を履行することが困難と認められる場合
- (5) 申請に際して不正行為があった場合
- (6) 公租公課の滞納処分を受けた場合

11 その他

- (1) 提出書類は原本1部とし、審査結果に関わらず返却しない。なお、不登録となった場合においても、本市で定めた保存年限終了後、本市の責において全て処分するものとし、本事業以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、申請に要する費用は、全て申請事業者の負担とする。

附 則

この要領は、平成30年3月2日から施行し、改正後の下関市緊急通報体制整備事業事業者登録要領の規定は、平成30年度の事業から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年2月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前の下関市緊急通報体制整備事業事業者登録要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要領による改正後の下関市緊急通報体制整備事業事業者登録要領の相当規定によりなされたものとみなす。

緊急通報体制整備事業事業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 下関市長

下関市緊急通報体制整備事業事業者登録要領に基づき、次のとおり登録事業者としての登録を申請します。なお、申請資格要件は全て満たしており、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。また、当該事業の実施に当たっては、下関市緊急通報体制整備事業実施要綱及び緊急通報システムサービス仕様書並びにその他関係法令を遵守いたします。

申請者	法人名称	
	所在地	(〒 —)
	代表者職氏名	

受信センター 1	受信センター名	
	所在地	(〒 —)
	連絡先	電話番号 F A X 番号
	管理責任者氏名	
受信センター 2	受信センター名	
	所在地	(〒 —)
	連絡先	電話番号 F A X 番号
	管理責任者氏名	

(添付書類)

- 1 定款の写し
- 2 登記簿謄本の写し
- 3 法人税、消費税及び地方消費税並びに市税に滞納がない旨を証する書面の写し
(提出日より 3 月以内に発行されたもの)
- 4 事業者概要及び事業内容が解るパンフレット等その他市長が必要と認める書類
(記入上の注意)

法人名称及び所在地は、登記されたものを記載してください。

緊急通報体制整備事業事業者登録内容変更届

年 月 日

(宛先) 下関市長

下関市緊急通報体制整備事業事業者登録要領に基づき、登録事業者として登録申請した内容に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

届 出 者	法 人 名 称	
	所 在 地	(〒 —)
	代表者職氏名	

変更内容

変更項目		変 更 内 容
変 更 前		
変 更 後		
変更年月日		年 月 日

- ※ 変更内容に応じて、次の必要な書類を添付ください。
- 1 定款の写し
 - 2 登記簿謄本の写し
 - 3 事業者概要及び事業内容が解るパンフレット等その他市長が必要と認める書類

様式 4

緊急通報体制整備事業事業者登録廃止届

年 月 日

(宛先) 下関市長

下関市緊急通報体制整備事業事業者登録要領に基づき、登録事業者として
事業を廃止しましたので、次のとおり届出ます。

申 請 者	法 人 名 称	
	所 在 地	(千 一)
	代表者職氏名	
廃止年月日		年 月 日